

【目次】

研究発表 レジюме (大河内泰樹氏)	2 頁
合評会自著紹介&評者紹介	3 頁
第 11 回学会、研究発表のまとめ (宮崎直美氏)	4 頁
第 11 回学会、研究発表のまとめ (横山陸氏)	6 頁
新任教員加藤泰史先生の自己紹介	8 頁
第 6 回総会・第 11 回学会報告	8 頁

研究発表

近代的コーポラティズム国家？ヘーゲル「Korporation 論」の再検討

大河内 泰樹 (一橋大学大学院社会学研究科准教授)

ヘーゲルが、『法哲学要綱』(1820)の「人倫」において Korporation というある種の団体について論じていたことはよく知られており、すでに多くの研究が存在する。さらに、ヘーゲルのみならず Korporation は、フィヒテ、A・ミュラー、F・リストらによっても論じられており、19 世紀のドイツ社会哲学・社会思想において広く論じられたトピックの一つであった。しかし、ヘーゲルの Korporation 論に限ってみても、その評価は、大きく二分されており、この二種類の評価は、ヘーゲルがこれを位置づけた人倫の二つの領域、つまり市民社会と国家におおむね対応している。つまり、第一にヘーゲルの Korporation 論を積極的に評価する論者たちは、市民社会論に着目し、市民社会で必然的に生じる社会問題(貧困化とそれに伴う承認の欠如)に対して、上から対処する Polizei (国家による統治・福祉行政)とはことなり、市民が自発的に、いわば下から対処する互助団体として、この Korporation 概念に高い評価を与えてきた。それに対して、国家論において Korporation は、有機的国家機構のなかで、身分制と結びついた国家機関として位置づけられていることから、権威主義的君主制国家を構成するものとして彼の国家論とともに批判の対象とされてきたのである。

しかし、本来こうした評価を下すためには、当時ヘーゲル自身、ないしこの Korporation という概念自身がおかれていた状況を考慮に入れなければならないはずである(これは歴史的位置づけを明らかにするためだけでなく、その議論のアクチュアリティを考える上でも必要な作業である)。そこで本発表では、二つの歴史的背景を取り上げることで、ヘーゲルの Korporation 論の意義について検討したい。ひとつ目は、大革命を経てフランスにおいては corporation と呼ばれていた中間団体が禁止・解体されたという事態である。二つ目は、これと平行して成立した、プロイセン初の近代的法典、プロイセン一般ラント法である(1794 年施行)。特に後者は、上記のように 19 世紀ドイツにおいてそれぞれの論者が Korporation を論じる際の一つの下敷きになっていると考えられる。このラント法自身は、18 世紀当時のさまざまな既存勢力の妥協の結果であるとされるが、そこで位置づけられていた Korporation がフランス革命の帰結に対する反省を経て形成された、ヘーゲル独自の近代的コーポラティズム国家概念の一つの下敷きとなっていたと言えよう。そこで本発表では、このラント法とフランス革命の間で、ヘーゲルの Korporation 論を位置づけることを試みたい。